

長野県の最低賃金



▲長野県の最低賃金リーフレット
(長野労働局HP)



▲厚生労働省最低賃金リーフレット
(厚生労働省HP)

長野県の最低賃金が令和7年10月3日より「**1,061円**」に引き上げられました。これは63円の引き上げ幅となり過去最大となります。長野県最低賃金は長野県内の事業所で働く全ての労働者に適用されます。

ご存じですか？
(最低賃金法第8条)
最低賃金の適用を受ける使用者は、常時作業場の見やすい場所に掲示、または他の方法で労働者に周知するための措置を取らなければならない。
※罰則規定があります。

以下の産業で働く労働者には、それぞれ**特定（産業別）最低賃金**が適用されます。確認してみましょう。

特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	1,095円	令和8年1月1日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、舶用機関製造業	1,105円	令和7年12月28日
各種商品小売業	1,061円	令和7年10月3日
印刷、製版業	1,061円	令和7年10月3日

詳細については、長野労働局ホームページ、または厚生労働省ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】 長野労働局労働基準部賃金室
TEL：026-223-0555